型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0401＊00	R58　突入防止装置　古河ユニック　RUP―41―1	車両総重量11000kg未満の荷台スライド式運搬車	古河ユニック株式会社　東京都千代田区大手町二丁目6番4号　常磐橋タワー11・12階

○国土交通省告示第六百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年五月三十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0400＊00	R58　突入防止装置　古河ユニック　RUP―02	車両総重量8000kg未満の荷台スライド式車両運搬車	古河ユニック株式会社　東京都千代田区大手町二丁目6番4号　常磐橋タワー11・12階

○国土交通省告示第六百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年六月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G―3303	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H28―IDC―4JZ1―14	いすゞ２ＳＧ―ＮＪＲ88＊＊　いすゞ２ＳＧ―ＮＬＲ88＊＊　いすゞ２ＳＧ―ＮＭＲ88＊＊　いすゞ２ＳＧ―ＮＰＲ88＊＊　いすゞ２ＳＧ―ＮＫＲ88＊＊	いすゞ自動車株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号

○国土交通省告示第六百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年六月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G―3304	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H30―IDC―RZ4E―1	いすゞ３ＤＦ―ＮＨＲ87＊＊　ニッサン３ＤＦ―ＡＨＲ87＊＊マツダ３ＤＦ―ＬＨＲ87＊＊	いすゞ自動車株式会社　神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号

○国土交通省告示第六百七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年六月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀R―24	後方視界看視装置　後方視界看視装置　RVS―01	なし	株式会社　レゾナントシステムズ　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―34―26　鶴見千代田ビル

○国土交通省告示第六百七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年七月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀R―25	後方視界看視装置　ナイスヴューモニター　VH―S20―K	なし	株式会社日本ヴューテック　神奈川県川崎市中原区下小田中３―26―6

○国土交通省告示第六百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年七月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀R―26	後方視界看視装置　バックアイカメラシステム　CJ78R―6352	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社　埼玉県　さいたま市　中央区新都心７―２

○国土交通省告示第六百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年七月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀R―28	後方視界看視装置　バックアイカメラシステム　CJ78R―8700	なし	クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社　埼玉県　さいたま市　中央区新都心７―２

○国土交通省告示第六百七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年七月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊85R00／12＊0001＊00	R85　自動車駆動用出力装置　三菱　85／GN0W―001	三菱　GN0W	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号